

契 約 書

件 名	I F C A A 2 0 2 6 N A G O Y A 運営業務委託
履 行 期 間	契約締結日から令和8年9月30日まで
契 約 金 額	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
請負代金の支払い方法	口座振替
前払金・部分払の有無	前払金 無し 部分払 無し
契 約 保 証 金	名古屋市契約規則第31条第3号により免除
特 約 条 項	有（別紙のとおり）

上記について I F C A A 2 0 2 6 N A G O Y A 実行委員会委員長を委託者と
し、相手方を受託者として、両者の間において次の条項により契約を締結する。
これを証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ1通を所持す
るものとする。

令和 年 月 日

委託者 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

I F C A A 2 0 2 6 N A G O Y A 実行委員会 委員長
伊 藤 一 義

受託者

(契約の目的)

第1条 委託者は受託者に対して、表記件名の業務を委託し、受託者はこれを受託するものとする。受託者は、この契約書及び仕様書に従い、契約期間内に受託した業務（以下「受託業務」という。）を処理するものとする。

(業務委託の内容)

第2条 受託者は、この契約について契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても履行上当然に必要な事項については、委託者と受託者で協議の上、委託者の指示に従い受託者の負担で実施するものとする。

(善管注意義務)

第3条 受託者は、受託業務を委託者の指示するところに従い誠実・正確を旨として、善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。

(業務内容の変更等)

第4条 委託者は、この契約の締結後の事情により、委託業務の全部又は一部を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者で協議して書面により、これを定めるものとする。

(秘密の保持)

第5条 受託者及び受託者の従業員は、受託業務の遂行上、直接又は間接に知り得た一切の事項を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約の満了及び解除後においても同様とする。

3 受託者は、受託者の従業員に対し、個人情報の保護に関する教育を行うとともに、この契約による事務を処理するにあたり、別紙1「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

4 委託者は、受託者が前項の規定に違反していると認めたときは、委託者が被った通常かつ直接の損害につき、賠償を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 受託者は、この契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受託者は、この契約に係る業務を、第三者に再委託し、又は請負わせてはならない。ただし、委託者の承認を得たものについては、この限りでない。

(報告義務)

第8条 受託者は、この契約の履行にあたって事故が発生したときは、ただちに委託者に事故の状況を報告し、委託者の指示を受けなければならない。

(検査及び調査)

第9条 委託者は、受託者に対し委託業務の処理状況につき、随時に調査し、又は報告を求めることができる。

2 委託者は、必要があるときは、委託業務について随時に立ち会い、その状況を検査することができる。

3 委託者は、この契約に基づく成果物の検査を受託者から提出される報告書及び関係書類により速やかに行うものとする。

(業務の中止)

第10条 委託者は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、感染症のまん延その他の自然的又は人為的な事象であつて、受託者の責めに帰することができないものにより、受託者が委託業務を行うことができないと認められるときは、受託者に対して委託業務の全部又は一部を中止させることができる。

(支払方法)

第11条 委託料の支払いについては、受託業務の完了後、委託者の検査員の検査を受け、検査が合格になった後に受託者が請求書により支払いを受けるものとする。

2 委託者は、受託者から適正な支払い請求書を受領した日から30日以内に受託者に口座振替にて支払うものとする。

(延滞金)

第12条 受託者が正当な理由なく責務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、契約金額につき、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延違約金として、委託者の指定する日までに納入するものとする。

(委託者の解除権)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の解除をすることができる。

(1) 正当な理由がないのにこの契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(2) この契約の締結又は履行について不正の行為があつたとき。

(3) この契約の履行にあたり、検査員等の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。

(4) この契約の相手方として、必要な資格を欠いたとき。

(5) この契約に定めた条件に違反したとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除を

することができる。

- (1) この契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 13 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1項の違約金に充当することができる。

（損害の負担）

第 1 4 条 受託者は、この契約の締結後、契約期間が満了するまでに全ての損害を負担するものとする。ただし、委託者の故意又は重大な過失によって生じた損害である場合には、この限りでない。

2 前項に規定する損害が天災その他不可抗力により生じた損害で、その全てを受託者に負担させることが著しく公正を害すると客観的に認められる場合は、委託者がその一部又は全部を負担する。ただし、その負担する額は、委託者の認定する範囲内で委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

（疑義の決定）

第 1 5 条 この契約書及び仕様書について委託者と受託者の間で意見を異にするときは、委託者及び受託者が協議して定めるものとし、協議が整わないときは、委託者の判断によるものとする。

2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、委託者と受託者で協議して定めるものとする。

（紛争の解決）

第 1 6 条 この契約に関し紛争が生じた場合は、委託者と受託者の協議により解決を図るものとする。

（特約条項の適用）

第 1 7 条 この契約に関しては、別紙 1「情報取扱注意項目」及び別紙 2「談合その他の不正行為に係る特約条項」の適用がある。

情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1 この契約によるIFCAA2026NAGOYA実行委員会の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た IFCAA2026NAGOYA 実行委員会の保有する情報（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の委託者の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の適正取得）

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、委託者の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、委託者の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

- 3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

（複写及び複製の禁止）

- 第 7** 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、委託者の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

- 第 8** 受託者は、委託者の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

- 2 受託者は、前項に規定する場合を除き、委託者の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

（情報の授受及び搬送）

- 第 9** 委託者の保有する情報並びに委託者の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受

は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

- 2 受託者は、委託者の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

（報告等）

- 第10** 受託者は、委託者が保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

- 2 受託者は、委託者の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

- 第11** 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

- 2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法（受託者が、名古屋市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例）に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

い。

- 3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び委託者の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 委託者の保有する情報が漏えいし、名古屋市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

（特定個人情報に関する特則）

第13 受託者は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第 2条第 8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

- 3 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 受託者は、前 3項に規定する事項のほか、番号利用法第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第 2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

（電子情報の消去に関する特則）

第14 受託者は、委託者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸をむ。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 受託者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認

を受けなければならない。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る委託者の解除権)

第1条 IFCAA2026NAGOYA実行委員会(以下「委託者」という。)は、(注)請負人(以下「受託者」という。)がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、委託者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受託者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、受託者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における名古屋市契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、そのことを委託者が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委託者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、委託者は、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(注) 工事請負契約及び業務委託契約については、「請負人」、売買契約については、「売渡人」、賃貸借契約については、「賃貸人」、売払い契約については、「買受人」とする。